



	<p>校における専科教員の全校への配置とその条件整備を講じ、担当教科や配置学年など拡充を行うことが必要です。施設設備の充実を図るためには、各校のプールや体育館などの施設に関する問題について現場の職員に聞き取りや調査を行い、早急に対応する必要があります。特に衛生的な学校生活を送るためにも、各校の全てのトイレの状況を早急に調査し、整備を確実にを行うために財源を確保する必要があります。また、教員の多忙状況の改善のためにも、水泳授業の外部委託や部活動地域移行化の促進、全校に留守番電話を確実に配備し活用することが求められています。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備を行うためにも財源確保は不可欠です。</p>
	<p>こうした観点から、政府予算編成において上記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。</p> <p>意見書提出先  衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣</p>